



法務省訟民第64号
平成31年2月4日

行政文書開示決定通知書

添 田 孝 史 様

法務大臣 山 下 貴 司



平成30年12月19日受付第653号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」といいます。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

大阪高等裁判所に係属している福島原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟の平成30年12月14日第1回口頭弁論期日における国側の口頭陳述資料及び口頭陳述要旨

2 不開示とした部分とその理由

上記文書には、事件番号及び学者等の専門家の氏名が含まれており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、法第5条第1号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれかに該当する事情も認められないことから、当該部分を不開示としました。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、判決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 ※ 同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した開示の実施の中から、希望する方法を選択してください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	納付していただく開示実施手数料の額
A4判文書 25枚 (両面23枚, 片面2枚, 片面印刷48 枚相当, うちカラー 複写23枚)	①閲覧	100枚までにつき 100円	100円	無料
	②複写機により 白黒で複写した ものの交付	用紙1枚につき 10円	480円	180円
	③複写機により 白黒及びカラー で複写したもの の交付	白黒複写用紙1枚 につき10円 カラー複写用紙1 枚につき20円	710円	410円
	④スキャナによ り電子化しCD -Rに複写した ものの交付(P DFファイル)	CD-R1枚につ き100円に、文書 1枚ごとに10円を 加えた額	580円	280円

(注1) 当該行政文書にはカラーの行政文書が含まれており、カラーコピーでの開示の実施を行うことができます。カラーコピーでの開示の実施を希望される場合は、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(注2) CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成31年2月7日から平成31年3月11日まで（土・日曜日及び祝日を除く。）の9：30から17：00まで（昼休みを除く。）

場所：法務省1階情報公開窓口 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料（見込額）：複写機により複写したものの送付の場合

通常郵便物（定形外）150gまで205円

CD-Rに複写したものの送付の場合

通常郵便物（定形外）100gまで140円

* 担当課等

法務省訟務局民事訟務課

TEL：03-3580-4111（内線5928）